

はしがき

1 本書の目的

本書は、21世紀におけるフランス民事訴訟法の姿を描き出すことを目的として、2010年代から発表してきた論文を取りまとめて加筆修正し、これにフランス民事訴訟制度の概略と略史とを書き下ろして加えたものである。

日本におけるフランス法研究は、憲法学や民法学において特に進んでいるほか、その他の法領域においてもそれなりの研究の蓄積がある。民事訴訟法の分野でも、母法国とされるドイツ民事訴訟法学の研究蓄積とは質・量ともに比較にならないとはいえ、多くの先達により研究が行われてきた。近年は裁判官や弁護士によるフランス裁判実務の紹介も行われ、民事訴訟法分野においてもそれなりの研究蓄積と知見が存在する。

ところが、フランス民事訴訟法は、特に今世紀に入ってから、大きな改革が継続的に行われてきた。その要因には、もちろんEU統合の影響があるほか、家族法・後見等の保護制度の改革に伴う手続改革、訴訟迅速化や裁判へのアクセスの向上、いわゆるIT化など科学技術の進歩への対応があげられ、特に現在のマクロン大統領の時代になってから手続ルールにとどまらずに裁判所の統合も含む改革が行われた。

このような現在のフランス民事訴訟法の動向は、社会の急激な変化に対する訴訟制度の対応例として興味深いし、同様の変化にさらされている日本法の検討素材としても研究する意義がある。

もちろんフランス民事訴訟法と日本法とでは手続自体の差異もさることながら、手続のインフラたる裁判所制度や法曹制度が大きく異なる。また、手続の基本的な原理や基本的概念も異なる。実体法と手続法との分けも、立法形式も日本法とは根本的な違いがある。それにもかかわらず、民事訴訟手続として抱えている問題には共通点も多い。日本でも訴訟遅延は依然として問題であり、法律扶助にも問題がある。消費者紛争への民事訴訟的な解決努力には少額訴訟、団体訴訟など共通のアプローチが行われているが、必ずし

もうまくいつているわけではない。そして裁判外紛争解決手続（ADR）への期待は、日仏ともに大きい。そして出遅れていた民事裁判のIT化によりやく乗り出そうとする日本法からは、先行するフランスの経験に学ぶべき点が多く、興味深い素材である。

本書は、こうした認識の下で、改革の結果現れた21世紀のフランス民事訴訟制度の姿を明らかにして、日本法への示唆を得ることを目的とする。

2 本書の構造

本書は、従来筆者が発表してきた論文を基礎として、以下のような順序でフランス民事訴訟法の全体像を明らかにする。解題を兼ねて簡単に紹介しておこう。

まず、フランスの法令の種類や条文の構成、法典化という法情報面での留意点を取りまとめた後、現在のフランス民事訴訟法典の全体構造と民事訴訟の流れについて紹介し、主として1970年代からの（新）民事訴訟法典に加えられた改革の歴史を整理する（第1章・書き下ろし）。

ついで、いわゆるマクロン改革による司法裁判所の創設と手続法の改正について取り上げる（第2章・初出2022年）。18世紀末から19世紀にかけてのフランス革命とナポレオン帝政時代に固まった裁判所制度が、21世紀の司法改革（いわゆるJ21）とその後を継いだマクロン政権の下での改革により、わが国の地方裁判所に相当する大審裁判所と簡易裁判所に相当する小審裁判所とが統合され、新たに司法裁判所 Tribunal judiciaire という原則的第一審裁判所が誕生することとなり、それに伴って通常事件の民事第一審手続も大きく形を変えることとなった。その改革の経過と意義を明らかにするものである。

その次に、日本の消費者裁判手続特例法と同時期にスタートしたフランスのグループ訴権について取り上げる（第3章・初出2019年、2022年）。グループ訴権 action de groupe という言葉は、そのグループという語感から団体による訴訟を想起するところであるが、日本語ではむしろ集合訴訟というほう

が近く、英米法に広がるクラスアクションを含む概念である。そして日本と同様に、アメリカのクラスアクションに対する抵抗感はフランスでもみられるし、また理論的にもオプトアウト型の手続は伝統的な当事者適格の原則と相容れないという考え方が強く、政治的にも法理論的にもクラスアクションを導入することはできなかった。そこで従来から存在していた非営利団体による訴権 *action associative* を拡張し、多数の消費者に共通する損害の回復を求める訴訟手続を創設するに至った。わが国における消費者裁判手続特例法と類似の二段階構造を取り、また法律の成立も同時期であったことから、同様の制度ができたという印象を受けるが、実質的な内容や担い手となる団体の状況に相違があり、消費者法分野以外への広がりもまた大きく異なっている。

さらに、家事事件手続と人事訴訟に相当するフランスの家事紛争手続について、取り上げる（第4章・初出2022年）。フランスには、わが国のような独立した家庭裁判所という組織があるわけではないが、家族事件裁判官 *juge de l'affaire familiale* が大審裁判所（現・司法裁判所）内におかれ、民事訴訟法典の中に家事非訟事件と人事訴訟事件に関する特則が設けられており、民事訴訟制度の部分集合を構成している。そしてわが国と異なり、そのような家事事件の中にドメスティック・バイオレンスへの対策としての保護命令制度も位置づけられている。そのほか生殖補助医療と親子関係、法律婚として同性婚を承認したり、日本的な意味での事実婚に同性カップルか異性カップルかを問わずに利用することができるボックス制度があるなど、社会規範と実体法制度の激変を受けて民事訴訟制度もまた大きく変わってきている。これに対する手続面での対応を明らかにする。

また、フランスにおいても近年著しい発展と変化がみられる裁判外紛争解決制度について紹介する（第5章・初出2019年）。フランスでは、ナポレオン法典の時代からすでに訴訟遅延が問題とされ、またその当初から和解前置主義を取り入れようとしてきたが、近年の改革でも勸解 *conciliation* や調停 *médiation*、そして弁護士間の交渉による解決を追求する参加型手続 *procé-*

ture participative を活用し、訴訟提起前、あるいは訴訟係属中でも、和解的解決をめざす方向の制度改革が行われている。これには背景として、EU レベルでのメディエーション志向があり、また消費者紛争解決の有力ツールとしてのメディエーションへの注目と期待が高まっていることがある。

加えて、フランスの裁判へのアクセスについて、法律扶助を中心として紹介する（第6章・初出2018年）。わが国でも司法制度改革の一環として法律扶助制度の抜本的な改革が行われたところであるが、フランスでも法律扶助の重要性は異論なく認められてきているところである。

最後に、フランスの裁判IT化において残されていた裁判例の公開について、マクロン改革の中で実現したところを紹介する（第7章・初出2021年）。これまた日本でも現在進行中の改革であるが、フランスでは21世紀司法改革の中で裁判例のオープンデータ化が目標とされ、法改正を経て、実現しつつあるところである。

3 謝 辞

本書が成るに当たっては、成城大学法学部の出版助成を得た。また、出版を引き受けていただいた株式会社民事法研究会と担当編集者である野間紗也奈氏の辛抱強いご尽力と、本書に収録することを快く承諾していただいた各出版社の担当諸氏の理解がなければ、本書が成らなかったことはいうまでもない。心より感謝を申し上げる。

さらに、私のフランス民事訴訟法研究は1984年の大学院入学前後に始まるものであり、北海道大学法学部、同大学院法学研究科の当時の教官ほかご指導をいただいた先生方の、これまた辛抱強いご指導ご鞭撻のおかげである。お名前をあげるならば、指導教官を引き受けていただいた故・福永有利先生、また北海道大学退官後の入学にもかかわらずご指導を賜った故・小山昇先生、学部時代から大学院時代にフランス語を鍛えてくださった故・保原喜志夫先生、故・中村睦男先生、瀬川信久先生、吉田克己先生、比較法の基礎を教えていただいた故・五十嵐清先生、フランス倒産法を中心としてご指導いただ

いた佐藤鉄男先生、先輩・同輩として最初のフランス留学中もお世話になった加藤智章先生、坂本宏志先生、その後フランス民事訴訟法の研究を共同で行った徳田和幸先生、上北武男先生、西澤宗英先生、堤龍弥先生、大濱しのぶ先生、安見ゆかり先生、田村真弓先生、初めてのフランス留学でご指導を賜った Hervé Croze 先生、その Lyon 留学でもお世話になった山本和彦先生、二度目の留学でお世話になった Poitiers 大学の Joël Monnet 先生、Jérôme Bossan 先生、特に Poitiers 大学との関係に多くを負っている白取祐司先生、そして大学時代から今日に至るまで常に支えてくれたばかりでなく、フランス民事手続から DV 対策や加害者更生プログラムなどの方面に広がる研究を共に行ってきた妻・井上匡子に、心より感謝を捧げたい。

2024年3月

成城大学法学部教授 町 村 泰貴

第1章

民事訴訟法典の構造と その成り立ち



第1節 フランス法情報の留意点¹

本論の前提として、まずフランスの法令の表記方法とその訳語について示しておこう。

1 法令の種類

フランスの法令はわが国の憲法に相当するものとして Constitution があり、法律に相当するものとして loi、政令に相当するものとしてデクレ décret、省令や告示に相当するものとしてアレテ arrêté、そして通達に相当するものとして circulaire が存在する。また、わが国には存在しないが、かつての勅令や、大統領制をとる国々における大統領令に相当するものとしてオルドナンス ordonnance がある。このほか、第三共和制の時代には委任立法として décret-loi という立法形式も存在した。

民事訴訟との関係で重要なことは、フランス第五共和国憲法34条によって法律事項が限定列挙されており、その中に民事訴訟手続が含まれていないということである。したがって、民事訴訟手続を定める法律は第五共和国憲法の下では存在せず、政令に相当するデクレにより規律される。

このことから、1970年代に制定された現行民事訴訟法典は、本章第4節に示した四つのデクレによって順次制定され、最後にそれらを一つの法典にまとめるデクレが施行された。

これに対して、民法典は第五共和国憲法34条により法律事項とされており、また裁判所制度や権限管轄などを定めることで訴訟制度と密接不可分な存在である司法組織法典も法律事項であるから、いずれも法律 loi による改正立

1 本章においては、民事訴訟法典からの条文の引用は原則として法律名を省略する。

法が行われている。

なお、オルドナンスという立法形式は第五共和国憲法38条により、行政府が法律事項に属する措置を議会の許可を得て一定期間内に行うために用いられる。これに基づいて民事法分野でも、民法典の改革²、不動産執行を含む民事執行手続法典³などがオルドナンスにより実施された⁴。

2 法典 code の条文番号の方式

次に、フランス法情報が日本との関係で独特と思われるのが法典の条文番号の方式である。

フランスでも古くから存在する法典では、日本と同様に1条から最後までを通し番号とし、後に一部改正がされるときに条文を挿入する場合は枝番を付けてほかの条文番号を動かさなかったり、あるいは枝番なしの条文挿入によってその後の条文番号をずらすという方法を採用している。典型例は民法典と民事訴訟法典であり、これらは法典化された原始規定がナポレオン法典だったり1970年代のものであったりと古く、また民法典は法律、民事訴訟法

2 債権法に関して2006年3月23日オルドナンス2006-346号による改革があり、また担保法についても近時の2021年9月15日オルドナンス1192号による改革がある。これらにつき、荻野奈緒ほか（訳）「フランス債務法改正オルドナンス（2016年2月10日のオルドナンス第131号）による民法典の改正」同志社法學69巻1号（2017年）279頁、片山直也＝齋藤由起（訳）「2021年フランス担保法改正オルドナンスによる民法典の改正——人的担保および物的担保（動産担保）に関する条文の翻訳ならびに共和国大統領に対する報告書による解説」法学研究95巻11号（2022年）65頁参照。

3 民事執行法典については民執訳参照。

4 ロラン・ルヴヌール（幡野弘樹訳）「現代フランスにおける民法の法典化および再法典化——国会、執行府および大学教授の役割」ジュリスト1426号（2011年）79頁、特に82頁以下参照。なお、同論文によれば、こうしたオルドナンスによる立法は、議会が一定期間内に立法するよう期間を定めて授権し、またオルドナンスが公布されればそれによって施行されるが、議会が追認を議決しなければ失効するし、また議会は追認に際してオルドナンスによる法文を改正することも可能であるから、議会が完全に立法権を放棄したとは評価できないとされている。

典はデクレと、それぞれ同じレベルの法令で構成されている。

これに対して1984年の刑法典は、1992年の法律⁵により法典化されたものであるが、民法典のような通し番号ではなく、法律の卷 livre、編 title、章 chapitre の番号を3桁で表示し、それに枝番を付けて章の中の各条文を通し番号で示すという方式を採用している。たとえば第2巻第1編第3章の4条であれば、Article 213-4 と表記する。ただし、編の中に小編 sous-title が分かれている場合は、その小見出しの番号は反映されず、第2巻第1編第1的小编第3章の次に第2巻第1編第2的小编第1章が続く場合は、その条文番号が Article 214-1条と表記される。また、章の下に節 section が分かれていても、やはり見出し番号には影響せず、通し番号で続くことになる。

法典化については、1989年に法典化上級委員会 Commission supérieure de codification が設置⁶され、既存の法令を分野ごとに法典化する動きが活発化した。この委員会の下で商法典が2000年に関連法令をまとめて法典化されたが、その商法典では法律部 Partie législative と規則部 Partie réglementaire とに分けられ、条文番号も法律部には L. 規則部には R. および D. という記号⁷を付し、法律部と規則部とを巻編章の数字を揃えることにより、法律とその下位法令の条文番号が一致するように工夫した。こうしたやり方は、現在の多くの法典に適用されている。

5 Loi n° 92-683 du 22 juillet 1992 portant réforme des dispositions générales du code pénal.

6 Décret n° 89-647 du 12 septembre 1989 relatif à la composition et au fonctionnement de la Commission supérieure de codification.

7 R はコンセイユ・デタのデクレを示し、D は単なるデクレを示している。コンセイユ・デタの意義については、山口・概説(H)250頁以下、中村・概説131頁、奥村公輔「国内法秩序形成における法制諮問機関と憲法裁判所との『対話』——フランスの国務院行政部と憲法院による統制を素材にして」法律時報1153号（2020年）103頁など参照。

3 条文の構造

フランスの条文は、わが国と同様に条 article の下に項 alinéa がおかれているが、官報掲載の条文には項に番号が付けられておらず、単に段落で表記されている。そして、わが国の号に相当する列挙要素が項の中に設けられることがあるが、その場合も各号は番号がついたり、番号がつかないでダッシュで表記されたりするし、そのいずれにおいても段落が分かれている。そこで、第1項に二つの号が付けられて、その次に項が続く場合、その項は第4項となる。たとえば民事訴訟法典752条の項番号は、以下のカッコ書きのように表記される。

Article 752 du CPC

(第1項) Lorsque la représentation par avocat est obligatoire, outre les mentions prescrites aux articles 54 et 56, l'assignation contient à peine de nullité :

(第2項=第1号) 1° La constitution de l'avocat du demandeur ;

(第3項=第2号) 2° Le délai dans lequel le défendeur est tenu de constituer avocat.

(第4項) Le cas échéant, l'assignation mentionne l'accord du demandeur pour que la procédure se déroule sans audience en application de l'article L.212-5-1 du code de l'organisation judiciaire.

しかし、そのような表記をそのまま日本語に訳すと、誤解が生じるので、多くの場合は日本式に、民事訴訟法典752条であれば第1項、第1項第1号、同項第2号、第2項と表記することになる。ただし、その場合は、フランスの文献による条文引用や他の法令あるいは一部改正法による条文指示との齟齬が生じ、いずれにしても注記を要することになる。なお、段落が変われば項 alinéa が新しくなるというルールは、議会立法において採用されていたも

第3章

グループ訴訟権



第1節 はじめに

日本の集団的消費者被害回復裁判手続は、2013年12月に成立した消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下、「消費者裁判手続特例法」という）が2016年10月に施行され、訴権の担い手となる特定適格消費者団体は同年12月から現在まで4団体が認定を受けている。そして共通義務確認訴訟は3団体が合計7件提起している（2023年9月30日現在）。

消費者裁判手続特例法施行後約7年で4団体という認定件数と7件という提訴件数の状況は、法制定過程で盛んに叫ばれた濫訴のおそれという警戒論が全くの杞憂であったこと、むしろ存在しない弊害をおそれて不必要なまでに制限的な立法をしてしまったのではないかという疑いを生じさせる。こうしたことから同法附則5条の見直し条項に基づき検討が進められ、改正法が成立した¹。

これに対して、日本より半年遅れて消費者団体による二段階訴訟制度という類似の消費者被害回復裁判制度 *action de groupe*²を2014年3月に制定したフランスでは、その施行が日本よりも早く、同年10月1日に施行され、また担い手となる団体も、従来からの団体訴訟提訴資格のある15団体³にそのままグループ訴権の提訴資格も認め、さらに法制定前の取引により生じた被害の回復もグループ訴権の対象とした結果、施行後1年で6件の訴えが提起され、うち1件は和解により終結して、10万人近くの消費者がその恩恵に

1 令和4年法律第59号。

2 *action* という言葉は、提訴資格 *qualité d'agir* の意味でも用いられるが、より広く訴訟の意味でも用いられるので、以下では文脈に応じて、グループ訴権またはグループ訴訟と訳す。

3 その詳細は本章第3節。

より損害回復可能となった⁴。もっとも、その後は消費者被害の回復が順調に進んでいるとはいいがたい状況にあり、すでに二度の改正法案がフランス議会に提出されている。

本章では、日本における消費者裁判手続特例法との比較という観点から、フランスのグループ訴権に関する評価や法改正の検討を紹介する。

4 L'action de groupe à 1 an, JCP Ed. G. 2015. n° 42, 1092.

第2節 フランスにおけるグループ訴権の現状

1 グループ訴権に関するフランス消費法典の立法

(1) 立法の経緯

フランスにおいてグループ訴権が創設されるには、紆余曲折があった。団体が集団的な利益を実現するために訴権を行使するという団体訴権のアイデアは、フランスにおいても検討され、労働組合や消費者団体、その他の非営利団体の訴権が立法化されてきた⁵が、消費者被害の回復を直接、団体が行うことについては議論が進まなかった。2006年からは、いわゆる二段階型のグループ訴権法案が提案されていたが、サルコジ政権の下では停滞していた。その後、オランド政権の下で再び立法作業が動き出し、最終的には日本とほぼ同時期に消費者被害の集団的な回復を目的とする立法作業が進められ、議会の可決と憲法院の審査を経て、消費に関する2014年3月17日法律2014-344号として公布された。この法律は提案者である消費者担当大臣の名前をとってアモン法 Loi Hamon と呼ばれているが、その1条において、グループ訴権と題する章がフランス消費法典へ挿入された。

2014年に制定された当初はフランス消費法典L.423-1条以下にグループ訴権と題する章が設けられていたが、2016年に同法典の構成の全面的な改定を定めたオルドナンス⁶により、同法典L.623-1条からL.623-32条まで、そ

5 フランスにおける消費者その他の団体が訴権を行使する制度一般について、杉原文史「フランスにおける集団的利益擁護のための団体訴訟」早稲田法学72巻2号（1997年）93頁、荻村慎一郎「フランスにおける団体訴訟」本郷法政紀要10号（2001年）37頁、同「フランスにおける団体訴訟と訴訟要件」法学協会雑誌121巻6号（2004年）781頁など参照。

してデクレにより制定される同法典規則部 *partie réglementaire* には、R.623-1条から R.623-33条までにグループ訴権に関する規則が規定されている⁷。

以下、本章では、同法典からの条文引用に際して法典名を略す。

その内容をかいつまんでまとめると、以下のとおりである。

(2) 消費法典におけるグループ訴権の概要

(A) グループ訴権の意義

グループ訴権とは、類似または同一の状況におかれた複数の消費者が、事業者の法定または契約上の義務違反を共通の原因として被った損害の回復を得るために、認証消費者団体が民事裁判所において訴えを提起することができる権能であり、その適用場面が物の売買、役務の提供、および不動産賃貸借⁸と定められ、または反競争行為により損害が生じた場合が定められている (L.623-1条)⁹。

(B) 提訴資格

グループ訴権の提訴資格は、L.811-1条に定められた認証を取得した全国レベルで活動する消費者団体であること (L.623-1条) で、その認証要件は同法典 R.811-1条に、認証申請段階でその登録から1年経過していること、出

6 Ordonnance n° 2016-301 du 14 mars 2016 relative à la partie législative du code de la consommation.

7 フランス法の法典 *code* の構成については本書第1章第1節参照。

8 この不動産賃貸借の際という要件は、法制定当初の解釈では当然含まれるとされていたところ、控訴院判決 (Paris, 9 nov. 2017, n° 16/05321) が含まれないとの判断を示した。破毀院も、この判断を追認した。Civ. 1^{re}, 19 juin 2019, *Gaz.Pal.*, 10 sept. 2019.35, obs. Piédelièvre. そこで、立法者が *Loi ELAN* と呼ばれる立法において、急遽明文に付け加えたものである。Art. 138 de la loi n° 2018-1021 du 23 novembre 2018 portant évolution du logement, de l'aménagement et du numérique. なお、Stéphane Piédelièvre, *Droit de la consommation*, 3 éd., Economica, (2020) p.920, Agnès Danonle, «Logement : avant ELAN, l'action de groupe était impossible», *Dalloz, Actualité*, 5 juillet 2019 <<https://www.dalloz-actualite.fr/flash/logement-avant-elan-l-action-de-groupe-etait-impossible>> 参照。

9 フランス消費法典以外の法領域にグループ訴権が拡張されていることは、本節2参照。

出版物や活動などに照らして効果的かつ公共的と評価される消費者利益の擁護活動がその期間中に行われていること、科学的な調査分析活動を主とする団体を除けば、全国で1万人以上の個人有償会員がいることと定められている。

その認証は消費者担当大臣と司法大臣の連名で発布され（R.811-2条1項）、更新可能な5年の有効期間を有する（同条4項）。

この認証を受けた消費者団体は認証消費者団体 *association agréée des consommateurs* とよばれ、前述のとおり15団体あるが、グループ訴権の提起を実際に行っているのは、UFC-Que Choisir、Consommation, logement et cadre de vie (CLCV)、Familles rurales、Confédération nationale du logement (CNL)、そしてSLC-CSFの5団体にとどまっている。

なお、団体は手続追行に際しての補助者を、裁判所の許可を得て選任することができる（L.623-13条）。この補助者は、弁護士または執行士¹⁰でなければならない（R.623-5条）。

(C) グループ訴訟の進行・第一段階

グループ訴訟は、わが国の消費者裁判手続特例法による裁判手続と同様、二つの段階に分かれる。その第一段階、すなわちわが国の共通義務確認訴訟に相当する段階は、認証消費者団体が被告事業者の所在地を管轄する司法裁判所¹¹に、被告が一定のグループに属する消費者へ損害の賠償責任があるとの判決を求めて、訴えを提起する。外国企業や所在地不明の企業に対する訴えは、パリ司法裁判所が管轄する（R.623-2条2項）。

この訴えは、いわゆる通常書面手続 *procédure écrite ordinaire* に適用される規則に従って、審理判断される（R.623-4条）。通常というのは、非訟手続 *procédure en matière gracieuse*¹²ではないという意味である。

10 執行士 *huissier de justice* につき、本書第1章注32参照。なお、フランス消費法典においても2023年9月段階で、まだ *huissier de justice* という名称を用いている。

11 大審裁判所と小審裁判所とが統合され、司法裁判所となった経緯につき、本書第2章参照。

12 民事訴訟法典808条以下。

ここでは訴訟要件に加えて事業者の違法行為や損害の有無などの実体要件を審理し、それらが認められれば、事業者の責任を認める判決を下す。

(D) 責任判決

責任判決 *judgement de responsabilité* においては、対象消費者の範囲を定義し (L.623-4条)、回復されるべき損害とその額または損害額決定の要素を示し (L.623-5条)、現物返還が可能な場合はその条件を示す (L.623-6条)¹³。なお、責任を認める判決の中で、事業者が認めない損害賠償責任について必要であれば、準備手続に付して、その審理のための口頭弁論期日を定め (R.623-8条)、各消費者またはカテゴリーごとの損害額の認定に必要であれば、手続のいかなる段階においても証拠調べを命じることができる。その証拠調べは、証拠保全と、事業者のもとにある書証 *pièces* の提出も含む (R.623-9条)。そのうえで、事業者が認めない賠償請求についても判決を下す (R.623-10条)。このように争いがある準備手続と証拠調べを命じる判決は、中間判決 *judgement avant dire droit* ということになる¹⁴。

責任判決においては、事業者が自らの負担で対象消費者に通知する措置を命じ、その実施は責任判決が控訴または破毀申立ての途が尽きたときとなる (L.623-7条)。判決では、事業者が公示措置を行うべき期間を定め、その期間経過後は事業者の費用負担で原告団体がその公示措置を行うとも定められている (R.623-7条)。また、判決は消費者が損害回復を得るためのグループに

13 民法典5条には、裁判官が一般的・規制的な措置 *disposition générale et réglementaire* を言い渡すことを禁ずる規定が、ナポレオン法典以来存在する。責任判決はこれに該当して許されないのではないかという問題が生じうるが、将来の責任ではなく過去の責任について判断したものであること、一定のグループに適用されるものであること、その適用を受けるのに消費者がグループへの参加を表明しなければならないことの3点から、民法典の禁ずる一般的・規制的な措置に該当しないとの説明がされている。Piédelièvre, *op.cit.* (note 8), p.924.

14 フランス民事訴訟法は伝統的に書証優先主義であり、提出された主張と書面証拠により終局判決を下すが、なお必要があれば中間判決によって証拠調べを命じる。民事訴訟法典482条。

第5章

フランスにおける ADR の 近時の発展



第1節 はじめに

フランスにおいては、裁判外紛争解決制度¹に対する期待が、近年大きくなってきており、制度的な改革や法改正が行われてきた。これはフランス革命以来の近代フランス法の歴史の中で繰り返されてきたことでもあり、必ずしも成功してきたわけではなく、むしろ試行錯誤の歴史であったと評することもできる。近時の改革は、こうした歴史を引き継いで、フランス法・裁判制度の固有の事情からADRが必要とされていることに加えて、EUレベルでのADR重視という背景もある。

翻ってわが国のADRの状況は、必ずしも順風満帆とはいいがたい。平成の司法制度改革の中でいわゆるADR法²が制定され、裁判外の多種多様な紛争解決方式に対する期待が高まったが、ADR法施行後は、一部を除いて利用が低調であり、法制定時の期待に沿う結果が出ているとはいえないとされている³。「これから花が咲くと思ったときに、冬に戻ったような感じ」というような危惧感すら表明されている⁴。

そこで、本章はフランスのADRに関する近時の状況を紹介し、わが国の

1 フランス語では、ADRをModes alternatifs de règlement des conflits(MARC)とか、Modes alternatifs de règlement des litiges(MARL)とか、Modes amiables de résolution des différends (MARD)などと表現する。それらのニュアンスについては、Loïc Cadiet et Thomas Clay, *Les modes alternatifs de règlement des conflits*, 2^e éd. Dalloz, 2017, pp.15-27参照。本章では特に問題のない限り、「ADR」という。

2 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律。

3 福井康太「相談・情報提供の独自の意義と紛争解決制度——民間型ADRの利用促進に向けての考察」仲裁とADR13号(2018年)10頁以下、特に11頁参照。また、法施行後5年の見直しに向けて設置された法務省「ADR法に関する検討会報告書」(2014年3月17日)〈<https://www.moj.go.jp/content/000121361.pdf>〉でも、明確には述べられていないが、認証ADRのさらなる発展・拡充のための方策が検討されている。

4 草野芳郎「ADRの現状打開と新たな理念の確立」仲裁とADR12号(2017年)1頁。

ADRの問題に対する何らかの示唆を得ることを目的とする。筆者は、2000年にフランスのADRを紹介する小稿⁵を公にしたことがあるが、その後の状況の変化を踏まえて、改めて、紹介と検討を加える次第である。もちろん、わが国のADRの問題にはわが国なりの原因と背景があり、海外のADR制度の現状が直ちに特効薬となるものではないし、後にみるようにフランスのADRが全面的に成功しているというわけでもないが、ADRと裁判制度との関係やADRの手續実施者のあり方など、異なる制度の中にも参考となりうる点がある。

それに加えて、フランスのADRそれ自体も、比較手続法的な興味を引くものである。わが国のADRは、いわゆる裁判所附置型の民事調停および家事調停が中心的な存在であるところ、フランスのADRは必ずしも同様とはいえない。フランス法上、わが国の調停に相当すると考えられる概念は、勸解 conciliation⁶と調停 médiation とがあり、前者の勸解の手續実施者となる勸解人 conciliateur は、裁判所によって選任された私人という点でわが国の調停委員と類似する。しかし勸解手續と裁判所・裁判官および訴訟事件との関係は、わが国のそれとは大きく異なり、勸解人の勸解手續が果たしている機能は、裁判所附置型というよりは民間型ADRに近いとの印象すら受ける。その他、調停前置主義に相当する制度も、わが国とフランスとではその意義づけが異なるようである。このように同じ裁判外紛争解決制度といっても、フランス法とわが国とでは、それぞれのあり方が大きく異なるだけに、それがフランス社会において果たしている役割を理解するうえでも、正確な理解が求められるところである。本章はそうした関心からのフランス法研究

5 町村泰貴「フランスにおける最近のADR動向」亜細亜法学35巻2号（2000年）229頁。

6 この言葉には、従来「和解」や「和解仲介」という訳語をあててきた。町村・前掲論文（注5）231頁注(4)、徳田＝町村297頁以下〔町村泰貴〕参照。しかし、町村・前掲論文（注5）にも記したように、単なる和解とは異なるし、「勸解」という訳語は垣内秀介「勸解・調停の促進」日仏法学22号（2000年）316頁でも用いられているので、ここでは勸解を conciliation の訳語として用いることとする。

でもある。

以下では、近代フランス法の下で裁判外紛争解決制度がどのように発展してきたかを素描し(第2節)、そのうえで現在の法制度と利用状況を紹介し(第3節)、上記の問題関心からのまとめをおく(第4節)。

なお、本章第2節では歴史的事実を記載するものであるので、現在の規定とは異なるものであることに留意されたい。

第2節 近代フランス法における 勸解、調停、ADRの変遷

1 ナポレオン法典の義務的勸解前置とその変遷

ナポレオン法典の一つとして制定された1806年の民事訴訟法典 *Code de procédure civile*⁷（以下、「旧法典」という）は、治安判事による勸解前置主義を採用していた。すなわち、旧法典48条は、第一審の裁判所における訴え提起について、被告があらかじめ治安判事の下での勸解手続に呼び出されていたとき、または両当事者が任意に出頭したときでなければ受理されないと定め、同法典49条が勸解前置主義の例外事件を定めていた⁸。

もっとも、この規定に対しては、旧体制下の実務において裁判上の和解が訴訟遅延の原因となっていたことから、すでに立案段階から、特に実務家から批判が強かった⁹。そして実際の適用においても、和解による早期の解決という目的は果たされなかった¹⁰。

7 なお、訴訟制度の前提となるべき裁判所制度は、革命期の1970年8月16日および24日法律が地方裁判所 *tribunal de district*、治安判事 *juge de paix* を設置し、最高裁判所に相当する破毀裁判所 *tribunal de cassation* は同年11月27日および12月1日法律により設置され、さらに革命暦8年風月27日法律により控訴裁判所 *tribunal d'appel* が設立された。その後、「司法系統の組織及び司法管理に関する1810年4月20日法律」が、破毀院、控訴院、民事裁判所という体制を固めたとされている。V. Beignier, Bernard et Lionel Miniato, *Institutions judiciaires*, 16^e éd. L.G.D.J., 2017, pp.27 et s. 治安判事が小審裁判所に、民事裁判所が大審裁判所になるのは1958年のことである。後にこれらが2019年の司法改革5カ年計画法により司法裁判所に統一されたことについては、本書第2章第3節参照。

8 旧法典の制定時の条文は、M.Pigeau, *Commentaire sur le code de procédure civile*, Brière, 1827, Tome. Premier によった。

9 E. Glasson, *Précis théorique et pratique de procédure civile*, Librairie Cotillon, 1902, Tome Premier, p.202.

その結果、勧解前置主義は失敗との評価が一般的となり、1949年2月9日の法律により、義務的勧解前置は離婚および夫婦別居事件のほか、小審裁判所、農事賃貸借同数裁判所、労働審判所に限定されることとなった¹¹。

2 (新) 民事訴訟法典における勧解

(1) 離婚・別居事件

一方当事者が申し立てた離婚請求訴訟において、被告はまず勧解手続に呼び出される。裁判官は、原告の申請書に基づいて勧解期日を定めるとされている¹²。

(2) 小審裁判所について任意的勧解前置への転換

小審裁判所の特別規定においては、勧解前置の規定が民事訴訟法典830条に規定されていた。もともと、同法典829条但書には、「原告が召喚を行う前に和解の勧試を申し立てる権利は妨げられない」と規定しており、必要的勧解前置ではなく、勧解を申し立てるのは当事者の任意ということとなっていた。なお、同法典835条は、勧解不成立後2カ月以内に訴え提起（召喚）がなされたときに限り、勧解手続のための請求が時効中断効を有するとの規定をおいており、わが国における調停と類似する構造となっていた¹³。

10 勧解前置主義が廃止される前年の1948年には、年間14万7000件の民事事件のうち、和解成立は9700件にすぎず、パリでの成功率は0.1%であったとされている。ロジェ・ペロ（谷口安平訳）「民事および商事における和解・調停——フランス」日仏法学会編『日本とフランスの裁判観』（有斐閣・1991年）91頁。

11 以上の経緯につき、江藤・研究134頁以下（初出・1961年）、ペロ・前掲論文（注10）90頁以下、垣内秀介「フランスにおけるADR」仲裁ADR法学会編『ADRの実際と展望』（商事法務・2014年）139頁以下など参照。

12 民事訴訟法典1108条。勧解期日指定は同法典1107条に規定されている。なお、これらの規定は1981年5月12日デクレ81-500号により追加されたものである。その経緯と現在の条文につき、徳田＝町村29頁以下〔町村〕参照。ただし、現在につき本書第4章第2節4参照。

13 以上につき、法曹会訳428頁以下の条文訳および解説を参照。なお、これらの規定は

(3) 労働審判所における義務的勸解前置の存続

労働審判所における手続は、民事訴訟法典879条が労働法典を指示しており、同法典 R.516-0条以下に規定がおかれていた。勸解前置は、同法典 R.516-8条において労働審判所に対する請求により係属した後、書記課が勸解のための手続に被告を呼び出すことが同法典 R.516-10条以下に規定され、同法典 R.516-13条以下で勸解手続が定められていた¹⁴。

(4) 農事賃貸借同数裁判所における勸解前置の存続

農事賃貸借同数裁判所は、小作関係に関する管轄を有する裁判所であり、賃貸人と賃借人とのそれぞれから選挙された裁判員と小審裁判所裁判官とが裁判体を構成する。

この裁判所の手続は原則として小審裁判所の手続が妥当する（民事訴訟法典882条）が、係属するとまず勸解手続が行われ（同法典887条）、その不成立の場合に弁論および判決へと手続が進むこととされている（同法典888条）¹⁵。

3 裁判外勸解 conciliation extra-judiciaire 創設

以上の民事訴訟法典の当初の規定の下での勸解は、裁判官が勸解を行う¹⁶

後述する勸解前置主義の再導入により改正されている。

14 これらの規定は Décret n° 2008-244 du 7 mars 2008 relatif au Code du travail (partie réglementaire) により大幅な改正が加えられている。現在は、労働法典 R.1451-1条以下に労働審判所の下での手続が定められている。

15 なお、ペロ・前掲論文（注10）92頁では、農事賃貸借同数裁判所の和解前置が完全な失敗に終わったので、現行法典では削除されたとある。規定上は勸解手続を行うとされていながらも、実際には前置主義ではないということであろうか。

16 なお、訴訟が係属した裁判所は、旧法典の下では当初、純然たる当事者進行主義により弁論までの準備が行われていたが、著しい訴訟遅延が問題視され、1935年10月30日デクレ・ロワにより手続進行係裁判官 *juge chargé de suivre la procédure* の制度が導入された。この手続進行係裁判官の役割の一つとして、勸解が定められていた。この手続進行係裁判官は、新民事訴訟法典での大審裁判所における準備手続裁判官 *juge de la mise en état* に受け継がれている。また裁判所の勸解は民事訴訟法典21条・127条以下に規定

著者紹介

町村 泰貴（まちむら やすたか）

成城大学法学部教授・北海道大学名誉教授。

1960年生まれ。小樽商科大学、亜細亜大学、南山大学、北海道大学を経て、2018年4月より現職。

独立行政法人国民生活センター紛争解決委員会では、委員として消費者紛争のADR手続で仲介を行っている。また、(特定)適格消費者団体・特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道では、理事、検討委員として、主に不当勧誘や不当条項の差止請求関係業務に参加し、また集团的消費者被害回復制度の検討にも加わっている。

専門分野は民事訴訟法、サイバー法、消費者法、フランス法であり、著書・編著書に『民事手続の中の情報—情報化のジレンマに直面する手続法』（編著、民事法研究会・2021年）、『電子証拠の理論と実務〔第2版〕』（共編著、民事法研究会・2021年）、『詳解 消費者裁判手続特例法』（民事法研究会・2019年）『現代訴訟法』（放送大学教育振興会・2017年）、『注釈フランス民事訴訟法典——特別訴訟・仲裁編』（共編訳、信山社・2016年）、『消費者のための集団裁判——消費者裁判手続特例法の使い方』（LABO・2014年）、『電子商取引法』（共編著、勁草書房・2013年）、『法はDV被害者を救えるか』（共編著、商事法務・2013年）などがある。

21世紀のフランス民事訴訟法

2024年3月25日 第1刷発行

著者 町村 泰貴

発行 株式会社 民事法研究会

印刷 株式会社 太平印刷社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕 ☎03-5798-7257 FAX03-5798-7258

〔編集〕 ☎03-5798-7277 FAX03-5798-7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

ISBN978-4-86556-602-4

落丁・乱丁はおとりかえます。

カバーデザイン／関野美香

本文組版／民事法研究会（Windows 11 Pro+InDesignCC 2024+Fontworks etc.）